Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		3,969,535
長期借入金の返済による支出		△ 3,390,668
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出		△ 911,401
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△ 1,193,994
ＰＦＩ債務の返済による支出		△ 419,152
小計		△ 1,945,681
利息の支払額		△ 263,788
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,209,470
Ⅳ　資金に係る換算差額		△ 1,027
Ⅴ　資金減少額		△ 1,541,529
Ⅵ　資金期首残高		12,150,452
Ⅶ　資金期末残高		10,608,923

損失の処理に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			580,452,646
当期総損失		580,452,646	
Ⅱ　損失処理額			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	580,452,646		580,452,646
Ⅲ　次期繰越欠損金			0

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂)）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂)(以下「国立大学法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。なお、「基幹運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人九州大学業務達成基準取扱要項に基づき、総長が指定した事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。原則として耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～50年　　構築物　　３～60年

工具器具備品　２～20年　　医療用機器　２～10年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、令和４年度以前の購入分は当該受託研究等期間を耐用年数としております。令和５年度以降の購入分は当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、当該受託研究期間を耐用年数とし、一方、当該資産を当該研究の終了後も使用する予定である場合は、上記、法人税法上の耐用年数を基準としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）を耐用年数としております。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金及び貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を差し引いた額を計上しております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金により財源措置がなされない職員に対しては、退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

運営費交付金により財源措置がなされる職員に対しては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式　移動平均法による原価法

⑶　その他有価証券

市場価格のあるもの　時価法

市場価格のないもの　移動平均法による原価法

⑷　金銭の信託　時価法